平成30年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,757千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		48,001	804	48,805
	1 基金繰入金	48,001	804	48,805
2 繰 越 金		25,306	△ 804	24,502
	1 繰 越 金	25,306	△ 804	24,502
歳入	合 計	85,757		85,757

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	于巴
1 土 木 費		85,757		85,757
111	1 港 湾 費	85,757		85,757

平成30年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 345,028千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 2,053,869千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	466,433	△ 333,564	132,869
	1 財産売払	466,433	△ 333,564	132,869
2 繰 入 金		2,464	△ 2,464	
	1 一般会計 操入金	2,464	△ 2,464	
3 県 債		1,930,000	△ 9,000	1,921,000
	1 県 債	1,930,000	△ 9,000	1,921,000
歳	合 計	2,398,897	△ 345,028	2,053,869

		1		
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,930,000	△ 9,000	1,921,000
	1 道 路 橋りょう費	1,200,000	△ 9,000	1,191,000
2 公 債 費		468,897	△ 336,028	132,869
	1 公債費	468,897	△ 336,028	132,869
歳 出	合 計	2,398,897	△ 345,028	2,053,869

tate - Eur	補	正 前		補 正			後	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
回庫補助追取 費路得費	限度額 千円 1,200,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借人方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他)	年5.0% 以 ただ見で したで見ずる の1 での がで見ずる でで がで がで がで がで がで がで がで がで がで がで がで がで	据置期間を 含め15年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還 方金的一括償還 下たび都上 は いるなり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、な	限度額 千円 1,191,000		前に 同 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	

平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 216,665千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 1,031,243千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		96,296	△ 24,953	71,343
	1 国庫補助金	96,296	△ 24,953	71,343
2 繰 入 金		48,148	△ 5,723	42,425
	1 一般会計 操入金	48,148	△ 5,723	42,425
3 繰 越 金		42,912	△ 13,411	29,501
	1 繰 越 金	42,912	△ 13,411	29,501
4 諸 収 入		1,059,854	△ 172,578	887,276
	1 貸付金	1,059,854	△ 172,578	887,276
歳 入	合 計	1,247,908	△ 216,665	1,031,243

歳出			f:	
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		手円	千円	千円
1 教育費		1,247,908	△ 216,665	1,031,243
	1 育英資金	1,247,908	△ 216,665	1,031,243
歳 出	合 計	1,247,908	△ 216,665	1,031,243

設 定					
事	項	期	間	限度	E 額
1 育英資金返還金収納事務委	託業務	平成3	1年度		于1 262
2 情報処理関連業務		平成3	1年度		1,078
3 事務機器等賃借	事務機器等賃借		平成31年度 ~平成35年度		1,183
		年次別	内訳		
		平成	31年度		235
		平成	32年度		237
		平成	33年度		237
		平成	34年度		237
		平成	35年度		237

平成30年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 212,083千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 600,377千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	手円	千円
1 繰 入 金		992	△ 952	40
	1 一般会計	992	△ 952	40
2 繰 越 金		275,493	△ 211,776	63,717
	1 繰 越 金	275,493	△ 211,776	63,717
3 諸 収 入		535,975	645	536,620
	1 貸付金	369,725	645	370,370
歳 入	合 計	812,460	△ 212,083	600,377

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千中
1 農林		812,440	△ 212,097	600,343
13	1 林業改善金	812,440	△ 212,097	600,34
2 諸支出金		20	14	3
	1 繰出金	20	14	3
歳 出	合 計	812,460	△ 212,083	600,37

第2表	債務負担行為					
設	定					
	事	項	期	間	限」	度 額
木材産業等高度化推進資金貸付		平成31年度		332,50		

平成30年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,940千円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ101,894千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金			232	232
	1 一般会計 操入金		232	232
2 繰 越 金		52,309	△ 44,711	7,598
	1 繰 越 金	52,309	△ 44,711	7,598
3 諸 収 入		104,525	△ 10,461	94,064
	1 貸付金	104,525	△ 10,461	94,064
歳 入	合 計	156,834	△ 54,940	101,894

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千中
1 農林水産業費		156,834	△ 54,940	101,89
	1 沿岸漁業 改善資金	156,834	△ 54,940	101,89

平成30年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 438,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ 758,475千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		144,385	438,276	582,661
	1 繰 越 金	144,385	438,276	582,661

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千里
1 総 務 費		200,199	458,276	658,475
	1 市町村振興 金	200,199	458,276	658,47
2 諸支出金		120,000	△ 20,000	100,000
	1 繰 出 金	120,000	△ 20,000	100,000
歳 出	合 計	320,199	438,276	758,47

平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 191,759千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,074,208千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負 担 金		1,862,079	△ 39,202	千四 1,822,877
	1 負 担 金	1,862,079	△ 39,202	1,822,877
2 国庫支出金		583,500	△ 121,990	461,510
	1 国庫補助金	583,500	△ 121,990	461,510
3 繰入金		356,192	△ 3,154	353,038
	1 一般会計	356,192	△ 3,154	353,038
4 繰 越 金	y	49,407	4,587	53,994
	1 繰 越 金	49,407	4,587	53,994
5 県 債		411,200	△ 32,000	379,200
	1 県 債	411,200	△ 32,000	379,200
歳 入	合 計	3,265,967	△ 191,759	3,074,208

款	項	補正前の額	補正額	計	
		千円	手円	千円	
1 土 木 費		2,534,591	△ 188,785	2,345,806	
	1 流 域下水道費	2,534,591	△ 188,785	2,345,806	
2 公 債 費		720,710	△ 2,970	717,740	
	1 公債費	720,710	△ 2,970	717,740	
3 諸支出金		10,666	△ 4	10,662	
	1 繰 出 金	10,666	Δ 4	10,662	
歳出	合 計	3,265,967	△ 191,759	3,074,208	

款	項	金	額
494	4	補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		706,000	834,000
	1 流域下水道費	706,000	834,000

	補	Æ		ÙÚ	àl.	J.	E	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊 本 北 部 流域下水道	千円	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円			
事 業 費	78,000	財務省、地 方公共団体金	以 内 (ただし、	含め30年以内 半年賦元利	83,000			
球磨川上流 流域下水道 事 業 費	69,000	融機構、会社、 その他 (借入方法)	利率見直 し方式で 借り入れ	均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還	26,000	(補 正	前に同	C)
八代北部流域下水道事業費	181,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	187,000			
		の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	利率の見 直しを行った後に	財政の都合に より、繰上償 選をなし、又		Ŧ		
AV.		(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	ることができ				
		の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降	を)	ప్				
		に繰り下げて 借り入れるこ						
		とができる。 発行価格が						
		額面金額を下回るときは、 その発行差額						
		をうめるため 必要な金額を						
		加算した額を 限度額とする						
		ことができる。						

平成30年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号) 平成30年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号) は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 263,067千円を増額し、歳入歳出予算の総 額を歳入歳出それぞれ 785,112千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
) in the second of the second	千円	千円	千円
1 財産収入		36,913	55,940	92,853
	1 財産売払収入		55,940	55,940
2 繰 入 金		3,252	△ 2,847	405
	1 一般会計 操 入 金	3,252	△ 2,847	405
3 繰 越 金		20,880	209,974	230,854
	1 繰 越 金	20,880	209,974	230,854
歳	合 計	522,045	263,067	785,112

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	手円	TP
1 公債費		466,955	△ 2,847	464,108
	1 公 債 費	466,955	△ 2,847	464,108
2 諸支出金		24,132	265,914	290,046
	1 繰 出 金	24,132	265,914	290,046
歳出	合 計	522,045	263,067	785,112

平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補 正予算(第1号)

平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正 予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,054千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ5,805,519千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 貸 付 費		1,813,016	304,744	2,117,760
	1 諸 収 入	1,813,016	304,744	2,117,760
2 支援措置費		2,819,041	△ 390,798	2,428,243
	1 国庫支出金	1,277,804	△ 304,744	973,060
	2 繰 入 金	1,224,237	△ 10,054	1,214,183
	3 県 債	317,000	△ 76,000	241,000
歳 入	合 計	5,891,573	△ 86,054	5,805,519

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 チッソ		千円 3,090,820	千円	千円 3,090,820	
	1 公債費	3,090,820		3,090,820	
2 支援措置費		1,541,237	△ 86,054	1,455,183	
	1 環境費	317,000	△ 76,000	241,000	
	2 公債費	1,224,237	△ 10,054	1,214,183	
歳 出	合 計	5,891,573	△ 86,054	5,805,519	

(ただし、 半年賦元利 利率見直 均等償還等	手門関を		起債の方法	限度額	起債の目的
年5.0% 据置期間を 以内含め20年以内 (ただし、半年賦元利 利率見直均等償還等	明間を	00/ EP		-₹m	
借り入れ 財政の部合に より、繰上債 でいて、 遷をなし、又 241,000 (補 正 前 に 同 じ) 利率の見 は 借換えをす 直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	武元利 登等 ン、県 郡合に 菜上債 レ、又 241,000	内 含め20 半年 的	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	千円 317,000	チサイ質を

平成30年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 647,535千円を減額し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ 132,753,992千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
1974	31	LID TE BU A NUMBER	rm II. ret	n1
		千円	千円	千円
1 財産収入		347,808	6,096	353,904
	1 財産運用	347,808	6,096	353,904
2 繰 入 金		62,756,874	△ 653,631	62,103,243
	1 一般会計	35,890,874	△ 653,631	35,237,243
歳	合 計	133,401,527	△ 647,535	132,753,992

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	于P
1 公債費		133,401,527	△ 647,535	132,753,99
	1 公債費	133,401,527	△ 647,535	132,753,99

第2表	債務負担行為						
設	定						
	事	項	期	間	限	度	額
						-	34

平成30年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度能本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 255,734千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ 192,654,084千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
分担金及び		千円	千円	千円
1 分担金及び 負 担 金		59,240,466	△ 394,041	58,846,425
	1 負 担 金	59,240,466	△ 394,041	58,846,425
2 国庫支出金	3	63,563,742	△ 1,401,635	62,162,107
	1 国庫負担金	41,572,537	△ 169,359	41,403,178
	2 国庫補助金	21,991,205	△ 1,232,276	20,758,929
3 財産収入			13,658	13,658
	1 財産運用		13,658	13,658
4 繰 入 金		13,190,737	2,092,301	15,283,038
	1 一般会計 繰入金	13,090,737	△ 139,500	12,951,237
	2 基金繰入金	100,000	2,231,801	2,331,801
5 諸 収 入		56,403,405	△ 54,549	56,348,856
	1 雑 入	56,403,405	△ 54,549	56,348,856
歳 入	合 計	192,398,350	255,734	192,654,084

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千甲
1 民 生 費		192,391,142	255,734	192,646,87
	1 社会福祉費	192,391,142	255,734	192,646,87
- 40				
歳 出	合 計	192,398,350	255,734	192,654,08

第2表 債務負担行為補正					
1 追 加					
事	項	期	間	限月	度 額
事務機器等賃借		₩ elko	1年度		

2 変	更						
	補正	前		補	E 1	灸	
事	項	期間	限度額	事	質 期	間	限度額
情報処理関選	車業務	平成31年度	千円 20	(補正前に同じ)	平点	戈31年度	±19 55

平成30年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県電気事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,425,188千円	△412千円	1,424,776千円
第2項 営業外収益	184,301千円	△412千円	183,889千円
	支	出	
第1款 事 業 費	1,786,301千円	△35,977千円	1,750,324千円
第1項 営業費用	1,684,388千円	△35,977千円	1,648,411千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「405,989千円」を「396,164千円」に、「233,231千円」を「232,504千円」に、「172,758千円」を「163,660千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	3,146,255千円	△295,071千円	2,851,184千円
第2項 企 業 债	2,790,000千円	△295,000千円	2,495,000千円
第3項 荒瀬ダム関連			
交付金等	90,701千円	△71千円	90,630千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,552,244千円	△304,896千円	3,247,348千円
第1項 建設改良費	3,127,466千円	△304,896千円	2,822,570千円
(企業債)			

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「2,790,000千円」を「2,495,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)

(既決予定額) (補正予定額)

(計)

(1) 職員給与費 547,712千円 △45,654千円 502,058千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期間	限度額
電気事業関係業務		平成31年度	手円 3,275
企業局所有施設等管理業務	务	平成31年度	6,305
情報処理関連業務	情報処理関連業務		1,060
事務機器等賃借		平成31年度	2,681
荒瀬ダム撤去関連業務		平成31年度	10,000

平成30年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	以	入	
第1款 事業収益	1,107,050千円	△701千円	1,106,349千円
第2項 営業外収益	370,233千円	△701千円	369,532千円
	支	出	4
第1款 事業費	1,157,863千円	△542千円	1,157,321千円
第1項 営業費用	1,056,985千円	△542千円	1,056,443千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「162,512千円」を「127,727千円」に、「30,009千円」を「45,662千円」に、「132,503千円」を「82,065千円」に改め、資本的収入及び支出の 予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,184,590千円	567,117千円	1,751,707千円
第1項 企 業 債	362,000千円	258,000千円	620,000千円
第3項 工事受託金	82,954千円	321,017千円	403,971千円
第4項 補 助 金	243,181千円	△11,900千円	231,281千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,347,102千円	532,332千円	1,879,434千円
第1項 建設改良費	474,486千円	532,332千円	1,006,818千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	65,000千円	△542千円	64,458千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限度	
工業用水道事業関係業	務	平成3	1年度		于四 28
企業局所有施設等管理	! 業務	平成3	1年度		3,908

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
起債の目的 有明工業用水道 事業脱水機更新 等 事 業 八代工業用水道 事業注設備 更 新 事 業	限度額 FP 86,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金	年 5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還等 でだし、財政そ の他の都合により、 繰上償還をなし、 又は借換えをする
		額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができ る。		
計	258,000			

平成30年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県有料駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
3.	収	入	
第1款 事業収益	128,861千円	△163千円	128,698千円
第2項 営業外収益	2,053千円	△163千円	1,890千円
	支	出	
第1款 事業費	58,432千円	1,832千円	60,264千円
第1項 営業費用	55,432千円	1,832千円	57,264千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給	与費	7,629千円	1,832千円	9,461千円

平成30年度能本県病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度額
庁舎等管理業務		平成3	1年度		千円 23,666
情報処理関連業務		平成3	1年度		10,738
事務機器等賃借		平成3	1年度		7

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) (1)職員給与費 926,931千円 △29,182千円 897,749千円